

コネクティッドカーにおけるプライバシー保護



2018年11月2日

株式会社KDDI総合研究所
主席アナリスト 平林 立彦

- コネクティッドカーへの期待と懸念
- ユースケース例
- 期待に応えていくためには
- 日米欧におけるプライバシー保護
関連法制度概要
- プライバシーへの配慮・保護対策は
- 同意の定義・要件

- 同意取得と情報提供に関する選択・
制御の手法検討
- コネクティッドカーにおける
プライバシー保護対策の課題
- プロトタイプシステム等の動作実証例
- 市場拡大のカギ

- 次世代IoT社会から見たパーソナル
データ連携課題
- 課題へのチャレンジ
- PARMMITとは？
- PARMMITで実施すること
- APPMによるIoTデータの流通概念
- トレーサビリティ等の仕組み
- PARMMIT協議会の設立とその目的
- 活動内容／進め方
- グループ構成
- 今後の予定等

期待

- 安全性・安心感の向上
- 環境保護
- 利便性・快適性・楽しさの向上
- 低コスト化



懸念

- ハッキング
- プライバシー侵害
- テクノストレス
- 車両価格／維持費の増嵩



■ 安全・安心（走行・車両）

- 遠隔車両点検・診断
- 運行管理
- 安全運転支援
- 緊急通報
- 盗難車追跡

■ テレマティクス自動車保険

- 走行距離対応型
- 運転操舵対応型

■ シェアリングサービス

- カーシェア
- ライドシェア
- 駐車場シェア
- シェアリング対応保険

■ LBS（Location Based Service）

- マルチモーダル・ナビゲーション
- 地図更新
- POI（Point of Interest）／ジオフェンス

■ EC・エンターテインメント

- 音楽（ネットラジオや視聴含む）
- 走行映像
- SNS／メール音声連携
- AIエージェント（コンシェルジュ）
- シェアリング料金
（パーキングメータ時間延長）
- 充電料金支払い（B2C、C2C）

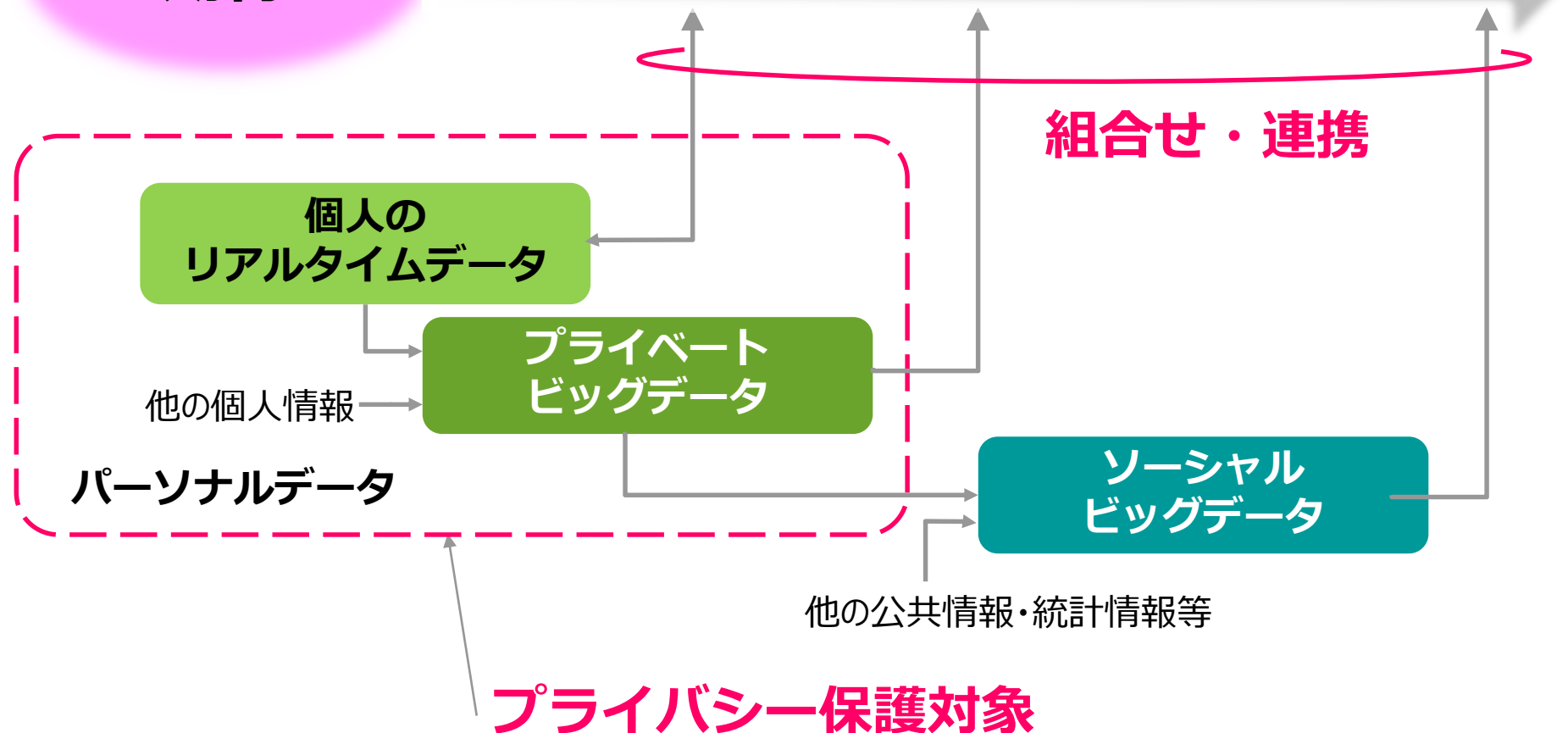
■ テレマティクスプラットフォーム

- 車載インフォテインメント（IVI）サービス
- セキュリティ対策更新
- アプリケーション等の更新

そのヒト、そのトキ、その場所、その状況とこれまでの
経過・経緯に適応した機能・サービスへと進化

期待

効用
魅力

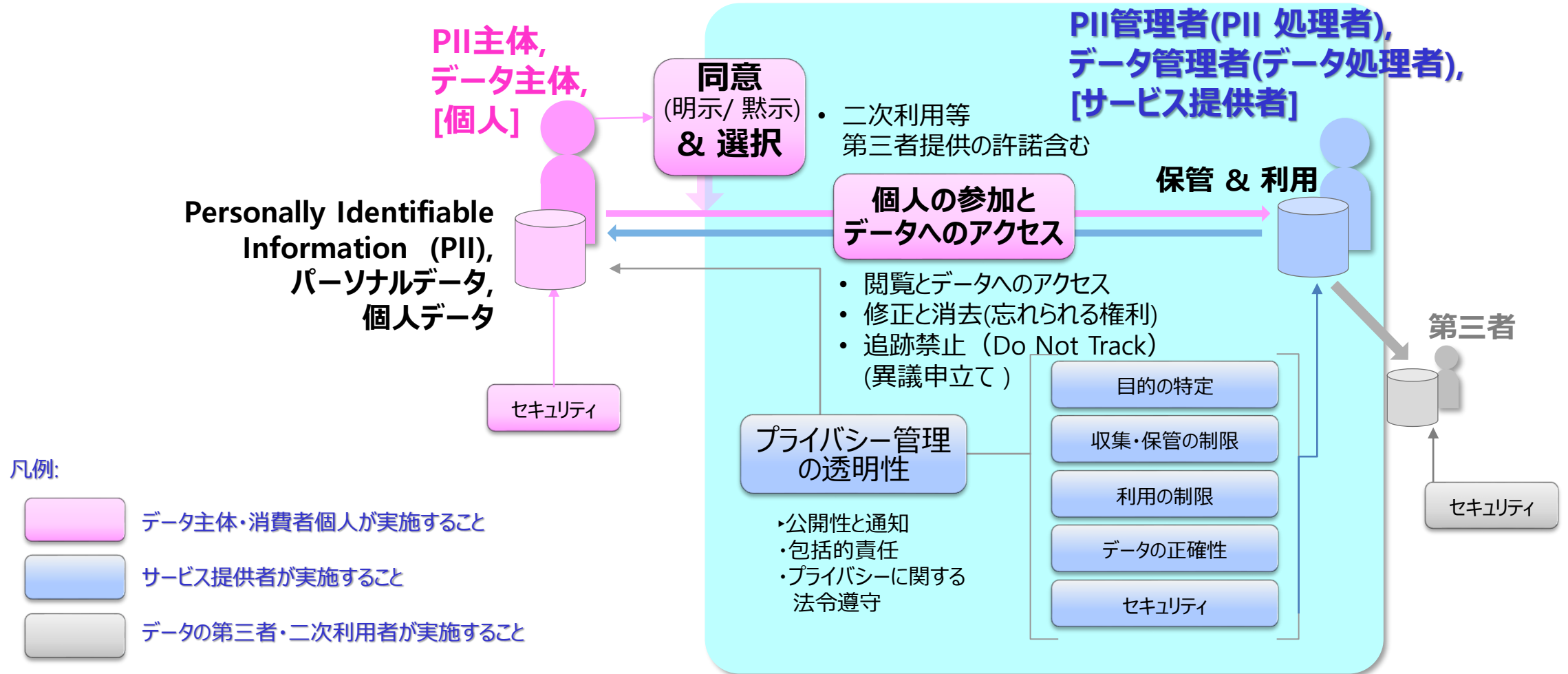


日米欧におけるプライバシー保護関連法制度概要

	日本 	EU 	米国 
法制度	個人情報保護法	欧州連合基本権憲章 EU一般データ保護規則 (GDPR)	連邦での統一ルールなし 連邦レベルでは、FTCが執行 (FTC法第5条を根拠)
パーソナルデータの定義・位置づけ	特定の個人を識別する、または識別しうる情報	データ主体に関するあらゆる情報 (日本よりも広い概念) 憲法で保障された基本的人権	特定の個人に紐づいた情報 (消費者プライバシー権利章典案)
プライバシー法制	プライバシー保護のための体系的な法制度なし (民法による保護のみ)	GDPR	分野毎の個別法 におけるプライバシー保護 (一般法について議論中)
プライバシーコミッショナー	個人情報保護委員会 ただし、行政機関に対する監督権限がない他 企業への立入り調査権もなく権限は限定的	各加盟国における政府から独立した コミッショナー制度あり	連邦機関であるFTC
外国への移転	本邦「同様の措置」を講じた外国への提供のみが許容 日欧間で、十分性の相互認定に向けた対応を年度内完了予定	審査基準 を満たしたEU域外の外国への移転は許容 条件を満たしたのはスイス等ごく一部	制限する規定なし
罰則	個人情報保護法では、2年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金	上限額は、 2000万ユーロ又は全世界での前年度売上の4%のいずれか大きい方	FTCが裁判所に請求できる民事制裁金の 上限は1万ドル 但し、高額な民事訴訟リスクは別途あり

プライバシーへの配慮・保護対策は

ISO/IEC 29100:2011プライバシーフレームワークの概要



http://www.iso.org/iso/iso_catalogue/catalogue_tc/catalogue_detail.htm?csnumber=4512

個人情報保護法

◆ 明確な定義なし

◆ 個人情報保護委員会ガイドライン（2-12）

<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines01.pdf>

- 「本人の同意」とは、**本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示**をいう。
（当該本人であることを確認できていることが前提となる。）

※ 処理＜GDPR第4条(2)項の定義＞

「処理」とは、それが自動的な手段によって行われるか否かを問わず、収集、記録、編集、構成、記録保存、修正もしくは変更、検索、参照、使用、移転による開示、配布その他利用可能なものとする、整列もしくは結合、制限、消去または破壊のような、個人データもしくは一群の個人データについて実施される全ての業務または一群の業務のことを意味する。

GDPR

◆ GDPR第4条(11)項

- データ主体の「同意」とは、**自由に与えられた、目的が特定され、事前説明を受けた、そして曖昧さのない、データ主体の意思表示**を意味し、彼・彼女に関連する個人データの処理※に対する、彼・彼女の表明或いは明確に肯定的な行動による合意を示す。
 - ‘consent’ of the data subject means any **freely given, specific, informed and unambiguous indication of the data subject's wishes** by which he or she, by a statement or by a clear affirmative action, signifies agreement to the processing of personal data relating to him or her;

個人情報保護法

◆ 個人情報保護委員会ガイドライン（2-12）

- 「本人の同意を得る」とは、
本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、
- 事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

ここで
同意と契約の違いに注意！

GDPR

◆ GDPR第7条（同意要件）

1. 処理が同意に基づく場合、管理者は、データ主体が彼または彼女の個人データの処理について同意しているということを**立証できなければならない**。
2. データ主体の同意が他の事項とも関係する書面上の宣言の中で与えられている場合には、その**同意の要求は、他の事項と明らかに区別できる方法**によって、理解しやすくかつ容易にアクセスし得る方法で、明瞭かつ平易な文言を用いて、表示されなければならない。この規則の違反行為を構成するそのような書面上の宣言は、いかなる部分についても拘束力がない。
3. **データ主体は、彼または彼女の同意を、いつでも、撤回する権利を有する**。同意の撤回は、その撤回前の同意に基づく処理の適法性に影響を与えない。データ主体は、同意を与える前に、そのことについて通知を受けなければならない。**同意の撤回は、同意を与えるのと同じように、容易でなければならない**。
4. 同意が束縛を受けていないか否かを判定する場合には、役務の提供を含め、その契約の履行が、当該契約の履行に**必要のない個人データの処理に対する同意を条件とするものであるか否かについて、とりわけ、最大限の考慮を払わなければならない**。

以下の6つの中で少なくとも1つ該当すれば、その処理は適法

a. 同意

1以上の特定の目的のための彼または彼女の個人データの処理について、データ主体が同意を与えた場合

b. 契約

データ主体が契約当事者となっている契約の履行のために必要となる場合、または、契約締結の前に、データ主体の申込に応ずる手立てを講ずるために処理が必要となる場合

c. 法令

管理者が服する法的義務を遵守するために処理が必要となる場合

d. 生命保護

データ主体または他の自然人の生存の利益を保護するために処理が必要となる場合

e. 公共の利益

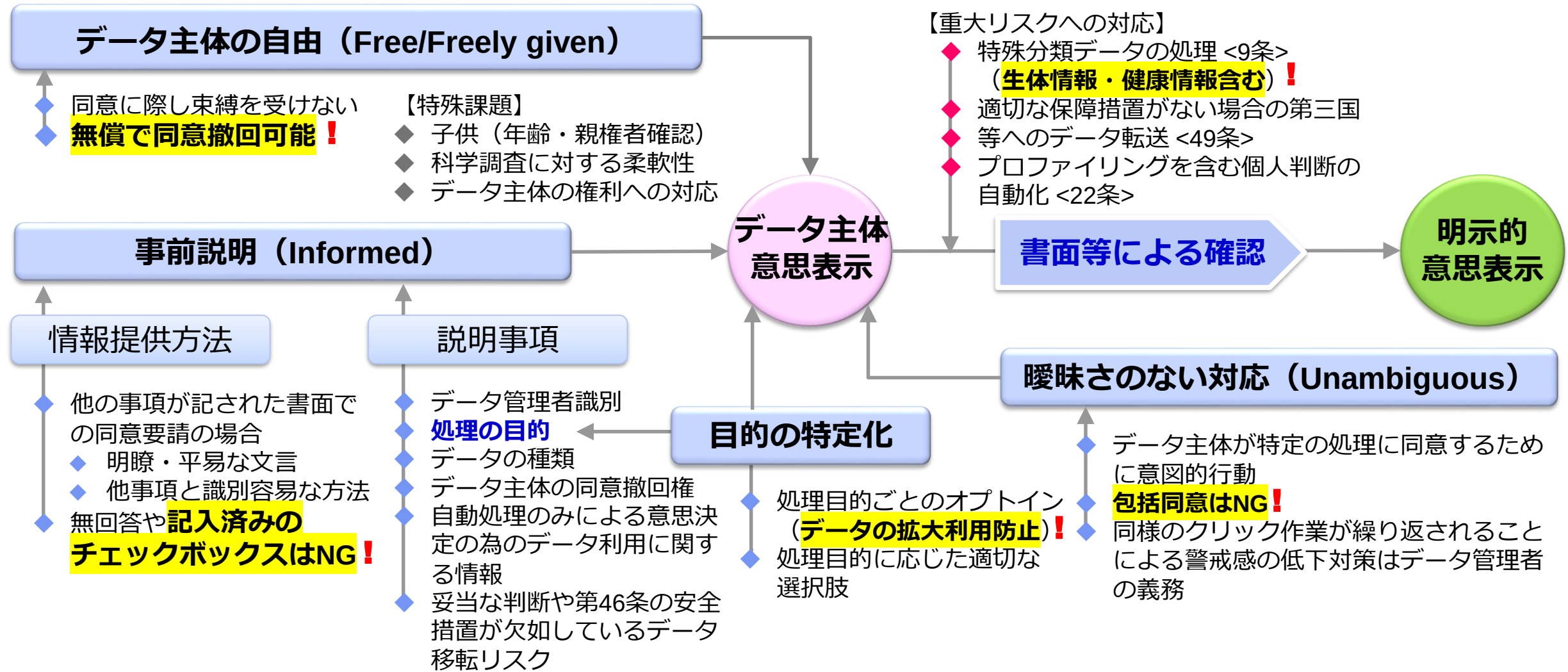
公共の利益において、または、管理者に与えられた公的な権限の行使において行われる職務の遂行のために処理が必要となる場合

f. 公正な利益

管理者によって、または、第三者によって求められる公正な利益の目的のために処理が必要となる場合。ただし、そのような利益よりも、個人データの保護を求めるデータ主体（特に、そのデータ主体が子どもである場合）の利益並びに基本的な権利及び自由のほうが優先する場合を除く。

※ f 項は、行政機関によってその職務の遂行のために行われる処理には適用されない。

【参考】GDPRにおける同意の主なプロセス・構成要素の概観



【註】 このスライドは、Article 29 Working Party "Guidelines on consent under Regulation 2016/679" (As last Revised and Adopted on 10 April 2018) をもとに、講演者が意識・作成したもので、正確な表現や記載内容の詳細は原文を参照されたい。

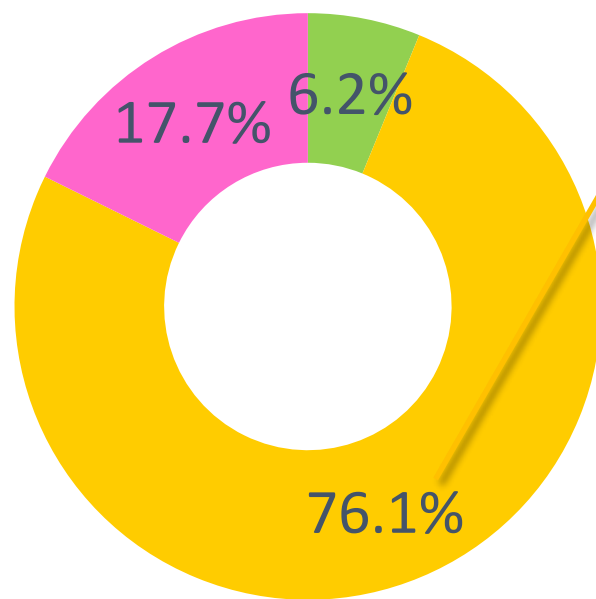
We are responsible, for recognizing that the devices we make and the platforms we build have real, lasting, even permanent effects on the individuals and communities who use them.

We must never stop asking ourselves, what kind of world do we want to live in?

We celebrate the successful implementation of the GDPR.

at the 40th International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners (ICDPPC) in the Belgian capital.
2018/10/24 (KDDI総合研究所撮影)

■ 車両情報提供に関する一般ドライバーの受容性



■ 全面容認派 ■ 条件付き容認派 ■ 全面否定派

重視事項（やや重視含む）

1. 情報提供をいつでも自分で停止可能：68.9%
2. 利用目的の事前説明：67.1%
3. 提供情報項目の説明：64.1%
4. 相手先や状況に応じた情報粒度変更：59.6%
5. 提供情報の種類・項目毎の詳細設定：57.6%

※本スライドおよび次頁はアンケートによる調査結果

- 実施時期 2016年3月
- 調査対象者 日本在住の18歳以上であり、週1回以上私用或いは通勤・通学で運転
- 有効回答数 3,067 人（性・年代別均等割り付け）

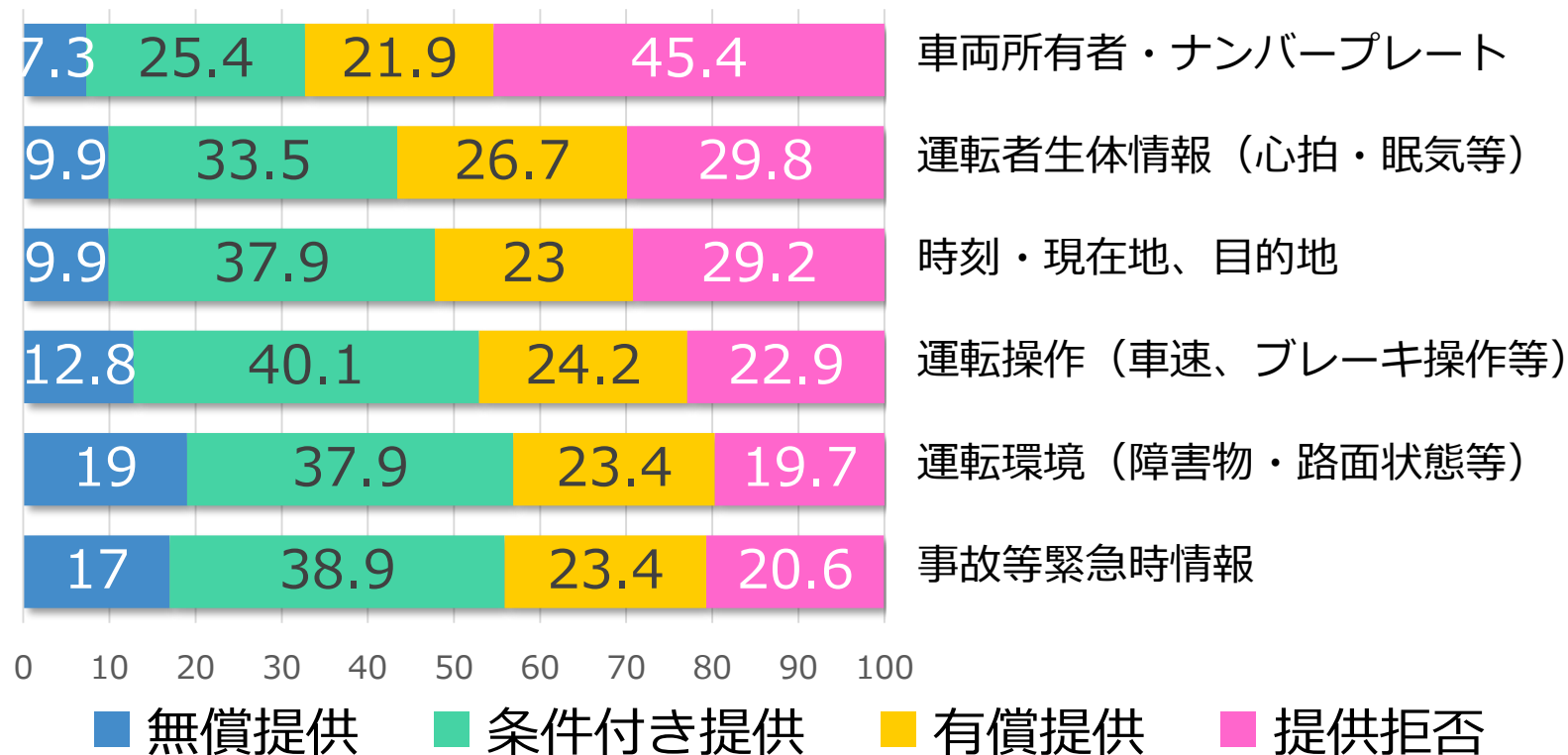
■ 情報転送先・情報種別による受容度の相違

～公共機関（国・自治体）への情報提供に関する受容度例～

- 情報提供先による提供拒否割合の偏差10ポイント以内
- 受容度の高い情報提供先順位は、情報の種類にほぼ関係なく以下の順（左のリスト）

受容度ランキング

1. 道路交通情報センター
2. ロードサービス
3. 自動車メーカー
4. 保険会社
5. アプリ事業者
6. 公共機関（右グラフ）



■ 情報の取扱いに対する不安とサービスへの関心度から見た受容性評価



- 経済産業省開発実証事業として弊社がマルチライフログ連携サービスを開発し、auスマートフォン利用者5百名の方々に約1カ月間（2012年2月）までのトライアル・サービス（**Macaron**※）を実施
- Macaronは個人を特定する情報を一切収集せずに、日記（SNS投稿も可）、買物・食事・運動記録やネットでのアクセス記録などから推定エンジンによって、ユーザ向けニュース、イベント開催情報、クーポン情報、健康アドバイスなどを提供

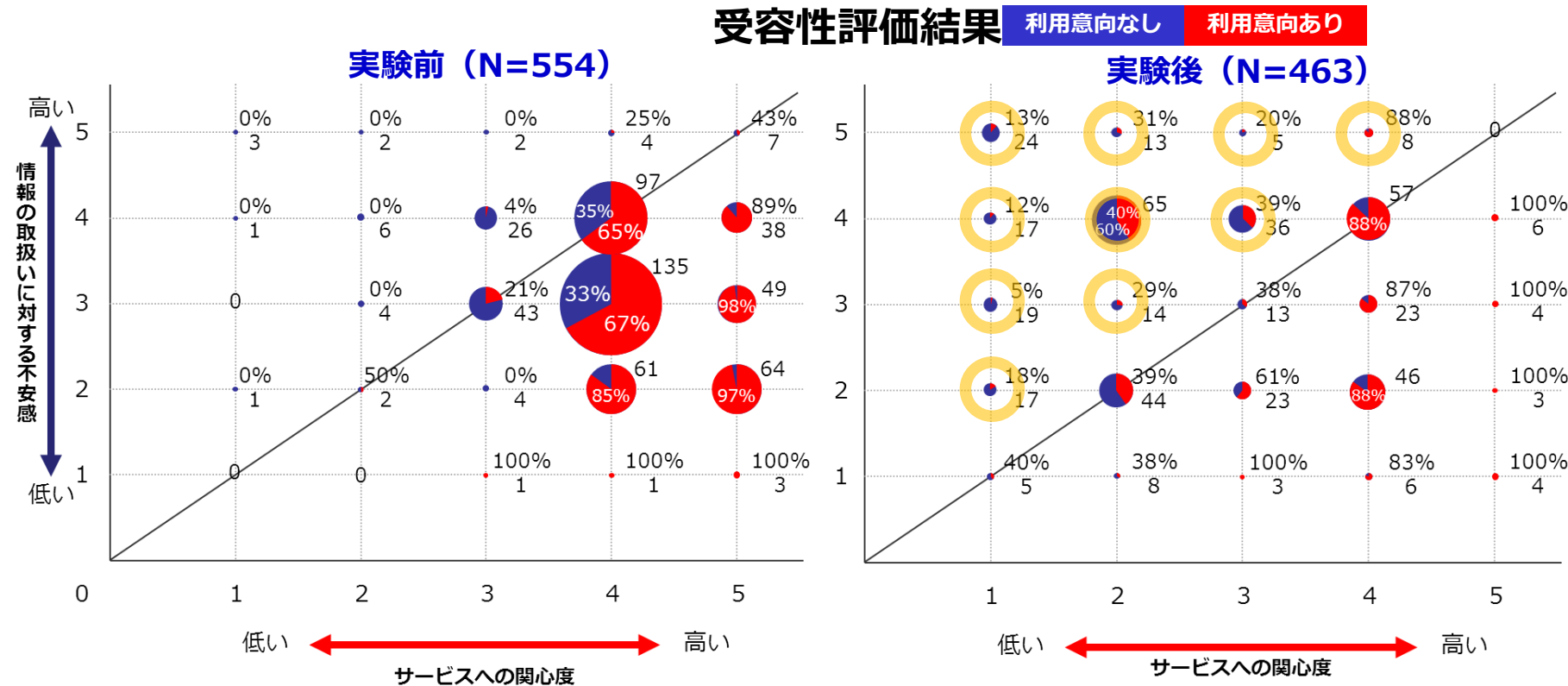
■ 検証事項

- 個人情報利用に対する「不安・懸念」推移の分析
- ライフログサービスに対する「ユーザニーズ」と需要推定
- 二次利用に対する消費者報酬／送客効果

※ **M**ulti-lifelog **A**nalytical and **C**ustomized **A**ggregation to **R**evolutionize information service **O**ver the **N**etworkの頭文字

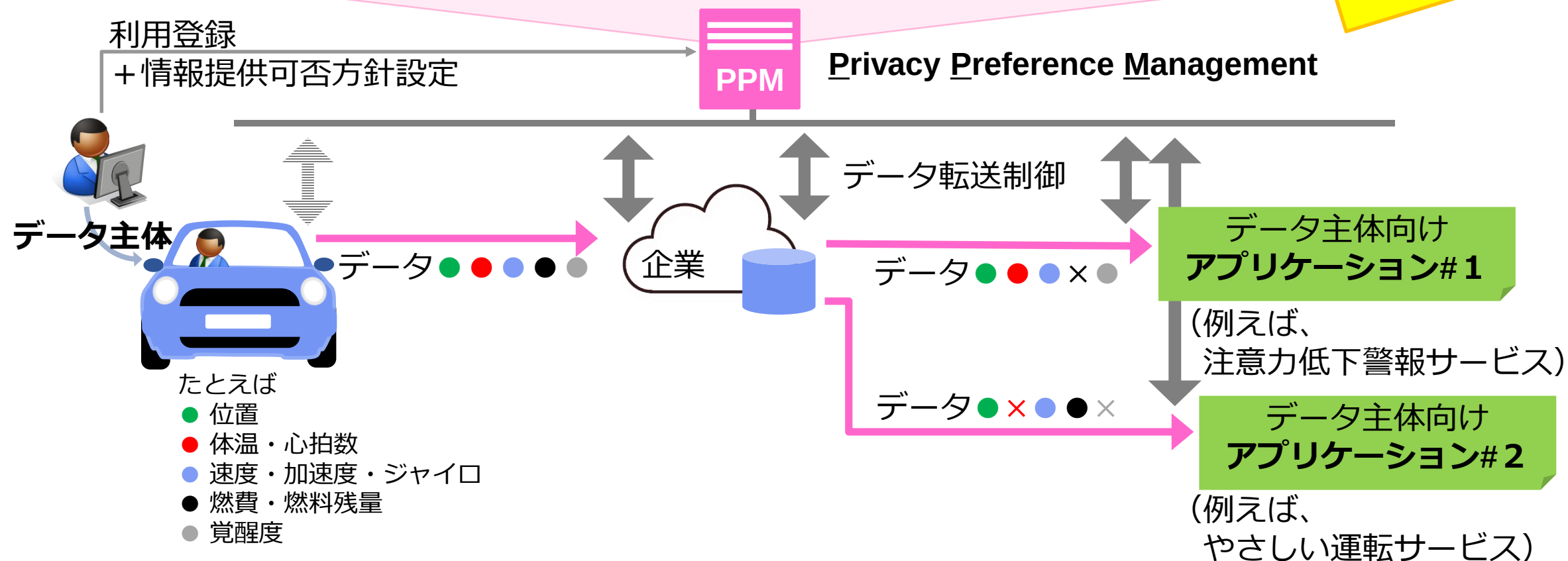
■ Macaron実証実験での評価結果

- **表明選好（実験前）**と**顕示選好（実験後）**で利用意向（受容性）が大きく異なる
- 事前からのサービス提供者／サービスに対する懸念の払しょくは難しく、寧ろ悪化
- 情報削除・変更等の制御機能は、ユーザだけが実行可能なのか懸念が増大する要因の一つ
- 信頼感が事業者に対しては、特段の対処がなくても利用を通じ不安が減少・消失



- きめ細かい同意取得・契約の分かり易さ・効率化
- データ主体による情報提供可否判定・設定の支援
- これらに基づくデータ転送制御

開発実証
継続中



課題 1：一般ドライバーの受容性を高める情報収集形態

- ・安全・快適な運転のための情報提供に対する許諾（利用目的などの明確化）
- ・数百に及ぶ車両情報を合理的に分類することでユーザの情報提供設定を簡便化
- ・車両やアプリに依存しないUIの共通化

課題 2：状況変化に対応した情報提供可否設定の変更

- ・情報提供を不可とした場合でも、エアバッグ動作時や急ブレーキ時は情報提供を可能とする設定の提供
- ・特定エリアでの情報提供停止、など

課題 3：マルチユーザ・マルチユース環境での利便性確保

家族間やカーシェアなどで運転者が変わる際に、情報提供設定の変更作業を簡便化

課題 1 と課題 2 は、国民性・法制度によって異なる可能性あり

課題 3 は、国際的協調領域である可能性あり

情報提供可否設定UIプロトタイプ（総合パネル） の一例

menu1.html x ユーザ 1

General APP#01 APP#02

パーソナルエージェント総合設定パネル

■ 情報提供に関する原則（ただし、利用アプリケーション個別指定優先）

- ◆ 1.時刻等共通情報 ☐ 許可 ☐ 一部許可 ☐ 緊急時許可 ☐ 禁止
- ◆ 2.移動位置情報 ☐ 許可 ☐ 一部許可 ☐ 緊急時許可 ☐ 禁止
- ◆ 3.運転・操作情報 ☐ 許可 ☐ 一部許可 ☐ 緊急時許可 ☐ 禁止
- ◆ 4.安全機構情報 ☐ 許可 ☐ 一部許可 ☐ 緊急時許可 ☐ 禁止
- ◆ 5.周囲環境等情報 ☐ 許可 ☐ 一部許可 ☐ 緊急時許可 ☐ 禁止
- ◆ 6.車両整備情報 ☐ 許可 ☐ 一部許可 ☐ 緊急時許可 ☐ 禁止
- ◆ 7.運転者等情報 ☐ 許可 ☐ 一部許可 ☐ 緊急時許可 ☐ 禁止
- ◆ 8.車両抽象化情報 ☐ 許可 ☐ 一部許可 ☐ 緊急時許可 ☐ 禁止
- ◆ 9.車両登録情報 ☐ 許可 ☐ 一部許可 ☐ 緊急時許可 ☐ 禁止
- ◆ X.緊急時許可条件 ☐ 条件を特に限定しない ☐ 条件を個別指定する
- ◆ Y.提供情報粒度変更 ☐ 変更しない ☐ 変更する

■ 情報提供アプリケーション利用一覧

- ◆ APP#01: 「Live Road MAP」 ☐ 開始 ☐ 休止 ☐ 解約
- ◆ APP#02: 「Safe Drive de Go!」 ☒ 開始 ☐ 休止 ☐ 解約
- ◆ APP#03: 「???」

■ PAアクセス管理

- ◆ PA利用登録データ
- ◆ PAアクセスデバイス管理

3.運転・操作情報 ☐ 許可 ☒ 一部許可 ☐ 緊急時許可 ☐ 禁止

イグニッション・キー	☒ 平時許可	☐ 緊急時許可
アクセルペダル (0-100%)	☒ 平時許可	☐ 緊急時許可
ブレーキペダル (0-100%)	☒ 平時許可	☐ 緊急時許可
パーキング・ブレーキ	☒ 平時許可	☐ 緊急時許可
ハザードランプ	☒ 平時許可	☐ 緊急時許可
ヘッドライト・ロービーム	☒ 平時許可	☐ 緊急時許可
ヘッドライト・ハイビーム	☒ 平時許可	☐ 緊急時許可
車幅灯/デイライト	☒ 平時許可	☐ 緊急時許可
ブレーキランプ	☒ 平時許可	☐ 緊急時許可
フォグランプ	☒ 平時許可	☐ 緊急時許可
前席ルームライト	☐ 平時許可	☐ 緊急時許可
後席ルームライト	☐ 平時許可	☐ 緊急時許可
車速 (km/h)	☐ 平時許可	☒ 条件付許可 ☐ 緊急時許可
エンジン回転数 (rpm)	☐ 平時許可	☐ 緊急時許可
トランスミッション (R/N/P/L/D)	☒ 平時許可	☐ 緊急時許可
加速度	☒ 平時許可	☐ 緊急時許可
角速度	☒ 平時許可	☐ 緊急時許可
車両の向き (真北0-360°)	☒ 平時許可	☐ 緊急時許可
ハンドル回転角 (0-900°)	☒ 平時許可	☐ 緊急時許可
1分間燃費	☒ 平時許可	☐ 緊急時許可
リセット間平均燃費	☒ 平時許可	☐ 緊急時許可
トリップメータ	☐ 平時許可	☐ 緊急時許可
オドメータ	☒ 平時許可	☐ 緊急時許可

(注) 「条件付許可」とは、一定の条件において当該情報をお客様のご希望の情報粒度に修正することにより、情報提供を許可することです。
この条件設定については、「Y. 提供情報粒度変更」にてお選び頂きます。

情報提供可否設定UIプロトタイプ（個別アプリ用パネル） の一例

menu3.html x ユーザ=1

General APP#01 APP#02

Safe Drive de Go!:個別設定パネル

■ 情報提供に関するアプリ個別設定

- ◆ 1.時刻等共通情報 ● 許可 ● 一部許可 ● 緊急時許可 ● 禁止
- ◆ 2.移動位置情報 ● 許可 ● 一部許可 ● 緊急時許可 ● 禁止
- ◆ 3.運転・操作情報 ● 許可 ● 一部許可 ● 緊急時許可 ● 禁止
- ◆ 4.安全機構情報 ● 許可 ● 一部許可 ● 緊急時許可 ● 禁止
- ◆ 5.周囲環境等情報 ● 許可 ● 一部許可 ● 緊急時許可 ● 禁止
- ◆ 6.車両整備情報 ● 許可 ● 一部許可 ● 緊急時許可 ● 禁止
- ◆ 7.運転者等情報 ● 許可 ● 一部許可 ● 緊急時許可 ● 禁止
- ◆ 8.車両抽象化情報 ● 許可 ● 一部許可 ● 緊急時許可 ● 禁止
- ◆ 9.車両登録情報 ● 許可 ● 一部許可 ● 緊急時許可 ● 禁止
- ◆ X.緊急時許可条件 ● 条件を特に限定しない ● 条件を個別指定する

エアバッグ展開時	☒ 対象
ドアロック不正解除	☒ 対象
ABS作動時	☐ 対象
遠隔指令（所有者発動）	☒ 対象
緊急速報メール（地震等）の受信時	☐ 対象

◆ Y.提供情報粒度変更 ● 変更しない ● 変更する

■ 情報提供アプリケーション設定

- ◆ アクセス先URL（情報提供先） 変更
- ◆ ユーザID 変更
- ◆ ユーザパスワード 変更

◆ 1.時刻等共通情報 ● 許可 ● 一部許可 ● 緊急時許可 ● 禁止

◆ 2.移動位置情報 ● 許可 ● 一部許可 ● 緊急時許可 ● 禁止

現在位置（緯度・経度）	☒ 平時許可	☐ 条件付許可	☐ 緊急時許可
出発地	☒ 平時許可	☐ 条件付許可	☐ 緊急時許可
経由地 1	☒ 平時許可	☐ 条件付許可	☐ 緊急時許可
経由地 2	☒ 平時許可	☐ 条件付許可	☐ 緊急時許可
目的地	☒ 平時許可	☐ 条件付許可	☐ 緊急時許可

「条件付許可」とは、一定の条件において当該情報をお客様のご希望の情報粒度に修正することにより、情報提供を許可することです。
この条件設定については、「Y. 提供情報粒度変更」にてお選び頂きます。

(注) 「条件付許可」とは、一定の条件において当該情報をお客様のご希望の情報粒度に修正することにより、情報提供を許可することです。
この条件設定については、「Y. 提供情報粒度変更」にてお選び頂きます。

◆ X.緊急時許可条件 ● 条件を特に限定しない ● 条件を個別指定する

◆ Y.提供情報粒度変更 ● 変更しない ● 変更する

車速情報表示上限	☒ 一般道10km/h	☒ 幹線道40km/h	☒ 高速道60km/h
平時の位置情報粒度	☐ 10m四方以内	☐ 100m四方以内	☐ 1km四方以内
シークレット・スポット1 位置情報粒度	☐ 1km四方	☐ 10km四方以内	
シークレット・スポット1 位置情報	緯度 35.701361	経度 139.747889	
シークレット・スポット2 位置情報粒度	☐ 1km四方以内	☐ 10km四方以内	
シークレット・スポット2 位置情報	緯度 35.687568	経度 139.694834	
シークレット・スポット3 位置情報粒度	☐ 1km四方以内	☐ 10km四方以内	
シークレット・スポット3 位置情報	緯度	経度	

リンク先のGeocoding APIで、住所や名称で緯度経度が分かります。



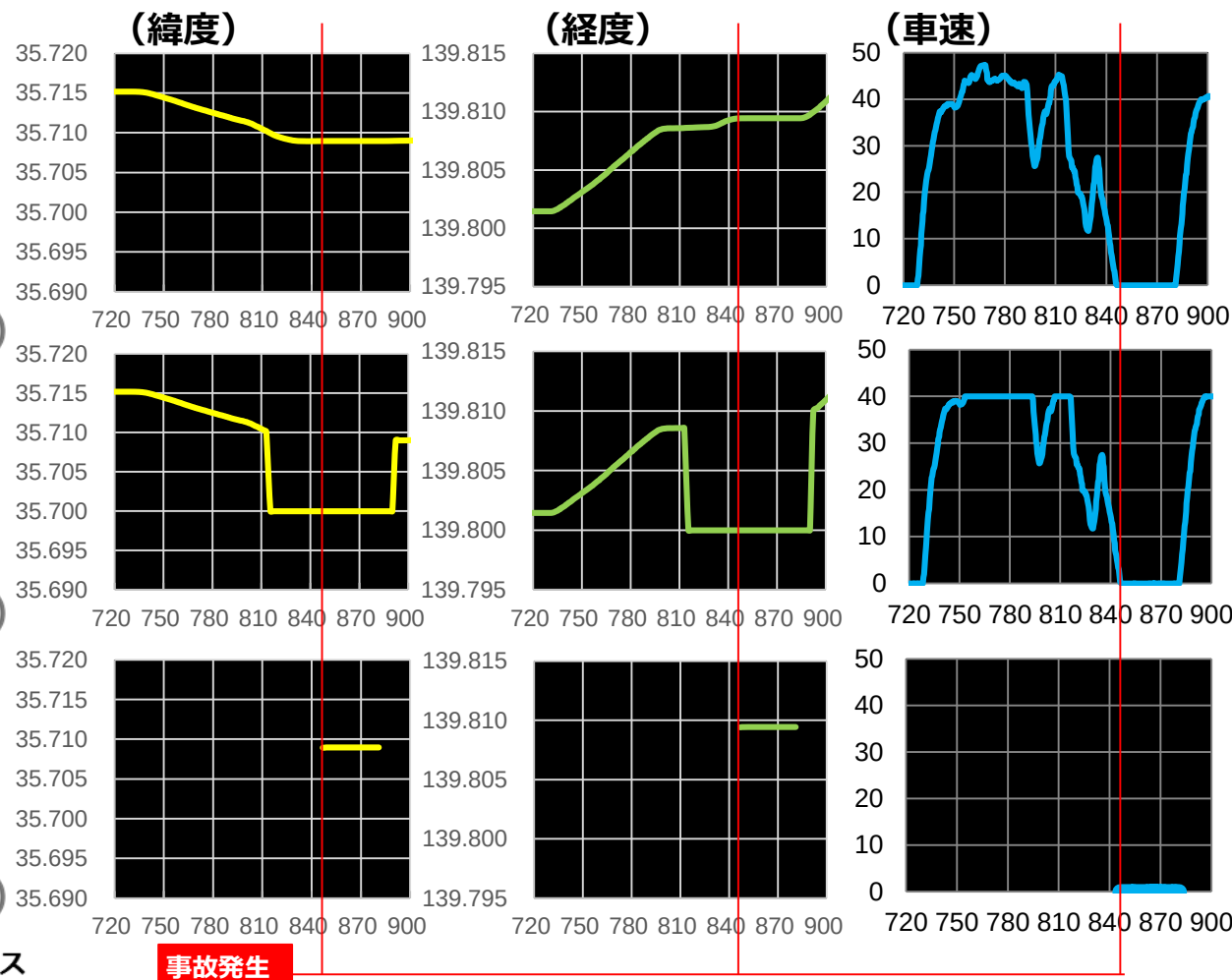
運転コーチング
サイト

交通情報センター

PPM

ロードサービス
会社

前述のUIを含め、SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）の課題「自動走行システム研究開発」における総務省の個別施策『ICTを活用した次世代ITSの確立』での受託研究機関である弊社が2014年度～2017年度開発・実証したもの <http://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/>



【走行シナリオ】
言問橋西詰からスカイツリー
に向け出発。

スカイツリーに行くことは人
に知られたくない。

途中40km/hを超える。
その後、接触事故発生。

プライバシー保護視点から見た市場拡大のカギ

■ 収益性

- 消費者にとって魅力的なアプリの開発／品揃え
 - ・ データ収集・分析及びプライバシー保護に見合うだけの収益源
- 消費者が許容しうるパーソナルデータの利活用形態（転売含む）

■ 費用の抑制

- データ収集・保護に係る費用の抑制
 - ・ データ流通モデルやアーキテクチャの国際標準化
- データ収集による現状コストの低減
 - ・ 車両開発
 - ・ 保守点検・リコール

■ ユーザのプライバシー設定負荷軽減

- ・ OEM・車種に依存しないデータ主体・消費者個人によるプライバシー保護設定のポータルサイト化（一元管理化）

■ リスク低減

- プライバシー保護レベルの第三者による或いは公的な評価（PIA）手法の導入

A) 消費者視点

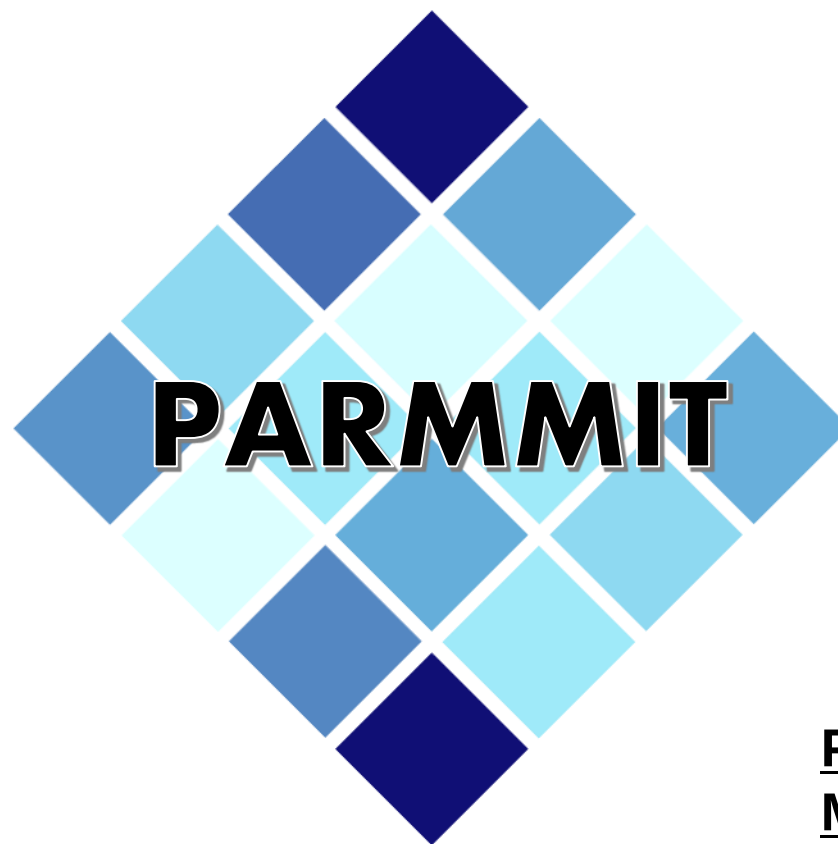
1. IoTサービスの必要性・魅力が未だ不十分
2. 事業者に対する懸念・不安
3. 情報提供の同意が、
とかく All or Nothing



B) 事業者視点

1. プライバシー関連法制度に関する
ガイドラインや議論が流動的
2. P F 間相互接続・同意取得技術や
第三者提供の標準技術がない
3. 第三者提供で入手したデータの
信頼性
4. マルチ P F 運用とリアルタイム性
の両立
5. データ連携の有効性・ビジネス性
を明らかにしにくい

- 生体情報を含めたIoTデータの流通を、プライバシーに配慮し実現する、プラットフォーム間連携技術の確立を目指す



Personal data Access Recording
Management & Multi-platform
Interconnection Technologiesの略

- 総務省「IoT/BD/AI 情報通信プラットフォーム」社会実装推進事業*1
の課題Ⅲ 「IoT デバイス／プラットフォーム等の連携技術の確立と
相互接続検証に向けた研究開発」として、
(株)KDDI総合研究所が受託した研究開発プロジェクトの総称
- 実施期間： 2017年度から2019年度まで

*1 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02tsushin03_04000246.html

■ IoTにより生成されたパーソナルデータの「流通性」と「プライバシー保護」の両立を目的としたIoTプラットフォーム高度化技術の開発

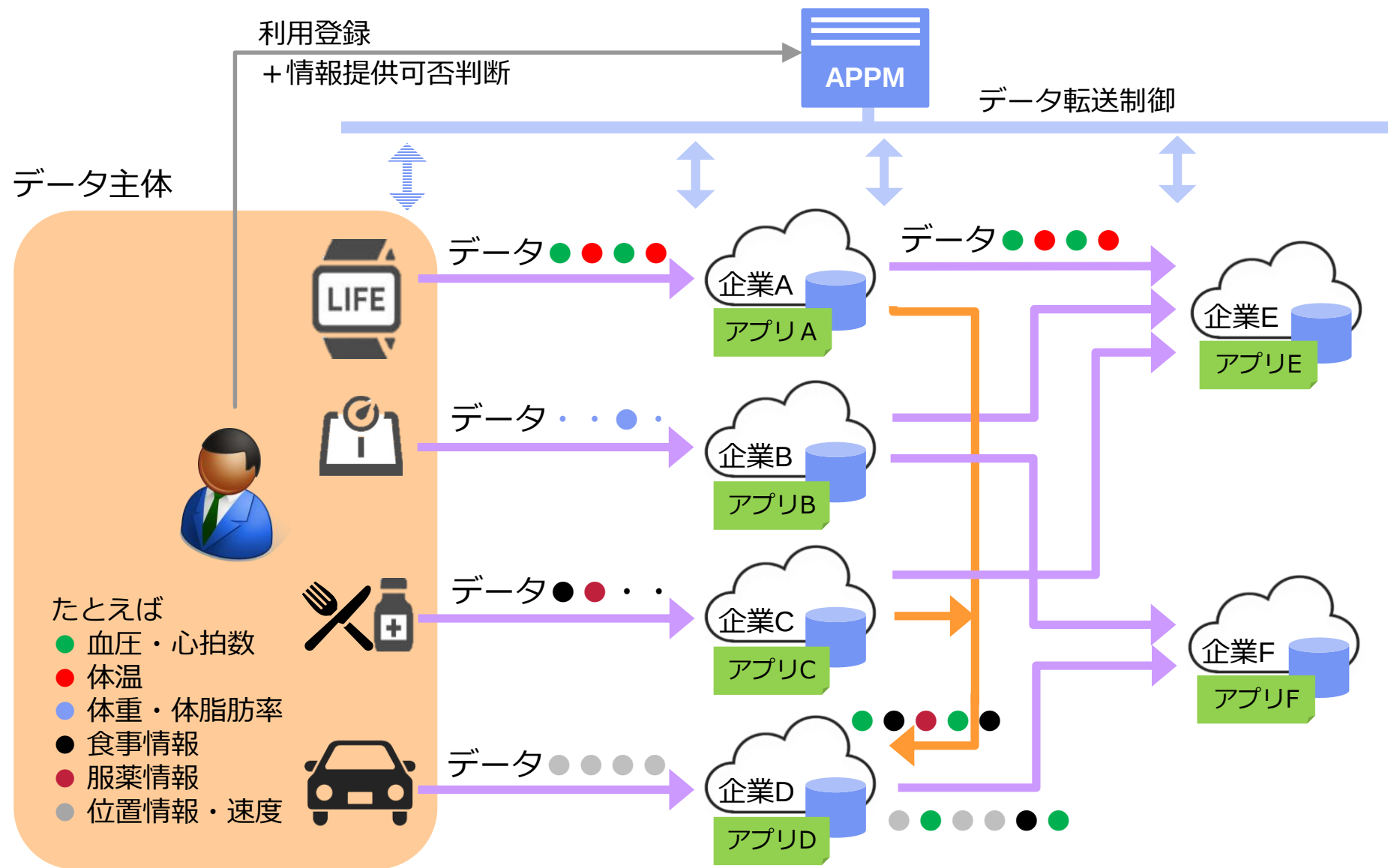
- IoTプラットフォーム間データ流通技術
- 個人情報保護法、GDPR等のプライバシー関連法制度に対応したユーザビリティに優れた高機能PPM（APPM*²）技術
- IoTデータの流通に対するトレーサビリティ（時刻・経路）及び完全性保証技術ならびに低遅延化などのデータ転送管理技術

■ 開発技術の社会実装を目指した国際標準化

- oneM2M*³ 標準仕様等に追加

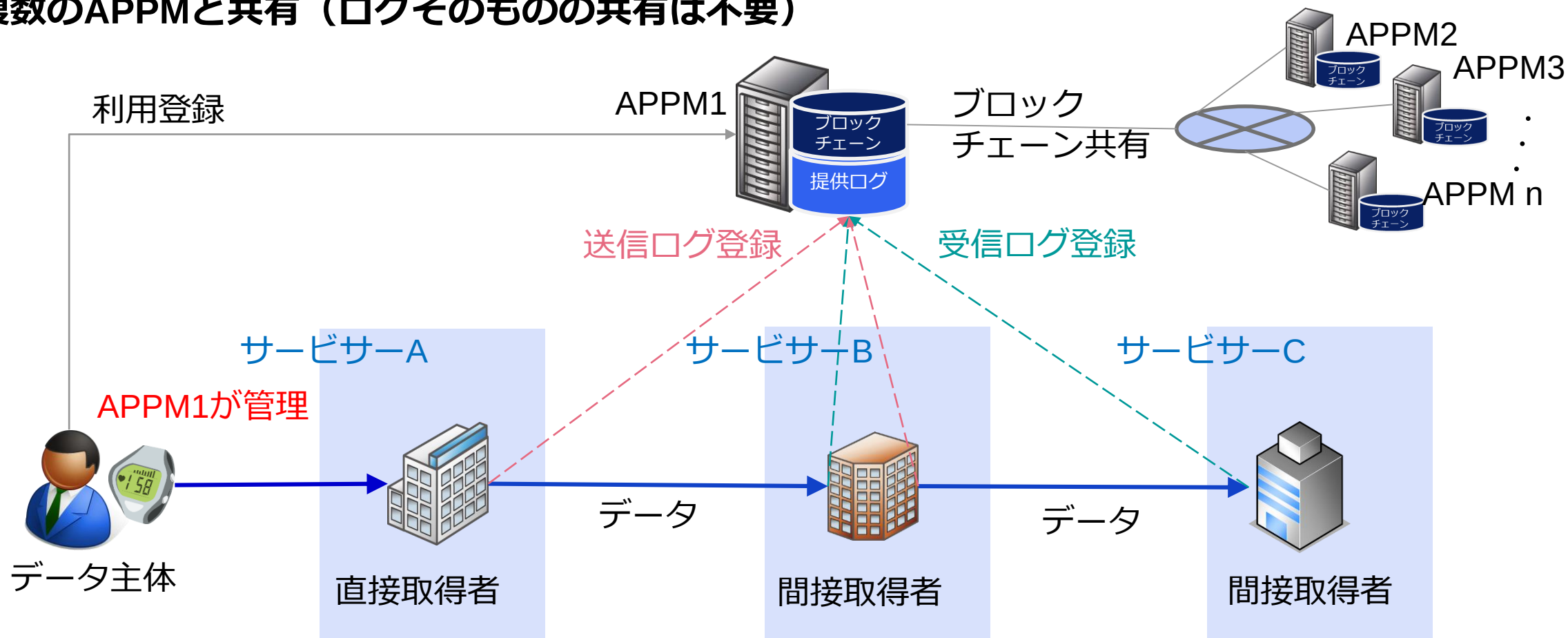
*2 APPM: Advanced PPMの略。IoTプラットフォーム間の流通にも対応可能な提供可否の判断支援・情報流通制御を行い、データのトレーサビリティや完全性保証機能などのデータ転送管理技術も実装可能な高機能のPPM

*3 oneM2M: 多様なIoT / M2M (Machine to Machine) アプリケーションをサポートするプラットフォームやゲートウェイに実装されるミドルウェア（共通のサービスレイヤ）の標準化団体



トレーサビリティ/完全性保証機能の仕組み

- 送受信ログとして、時刻・トランザクションID、送出元・送出先、送受信データセットのハッシュ値等をAPPMに登録・保管
- 送受信ログの信頼性確保のため、ブロックチェーン技術に応用しログのハッシュ値等を複数のAPPMと共有（ログそのものの共有は不要）



- 開発する新技術の性能・機能の検証
- 相互接続性の検証
- ビジネス性・利活用領域の検証



- 3つ以上の事業分野が連携する
ユースケースでの検証
- 20以上の団体の参加

■平成30年10月1日 PARMMIT協議会設立

■目的

- IoTデータ流通／連携課題解決への一助
- PARMMITを利用し、生体情報等のパーソナルデータを対象とした、同意取得等を含むIoTプラットフォーム高度化技術の実証検証（参加各社のプレPoCとして）を行うこと

■期待

- 情報供給事業と情報利用事業とのマッチング機会の創出
- データ連携によるビジネス創発の促進

■活動内容

PARMMITを利用した相互接続の実証・検証に関する

- 実施計画の検討
- 実証及び検証の実施
- 実施結果の広報

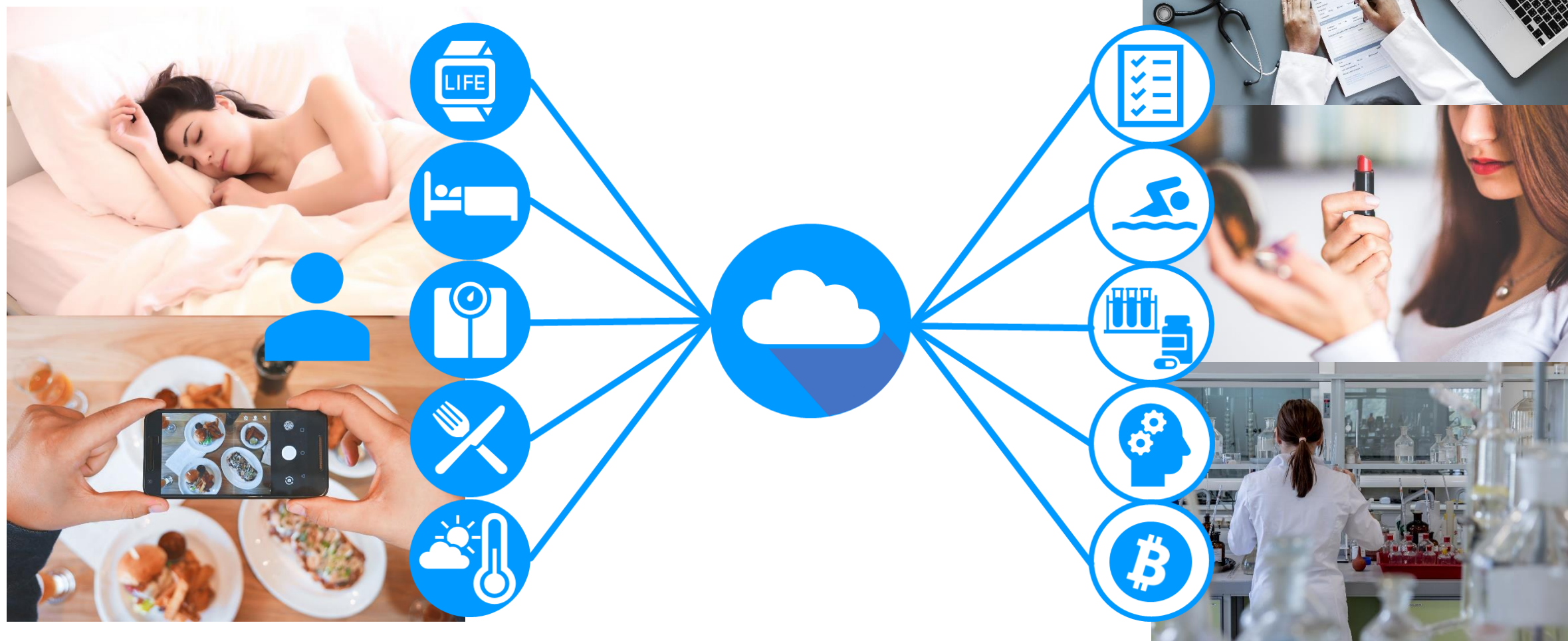
■進め方

以下の3グループによるワークショップ形式（必要に応じさらに分割）

- 多業種連携重視型
- レイテンシー重視型
- アドホック連携重視型

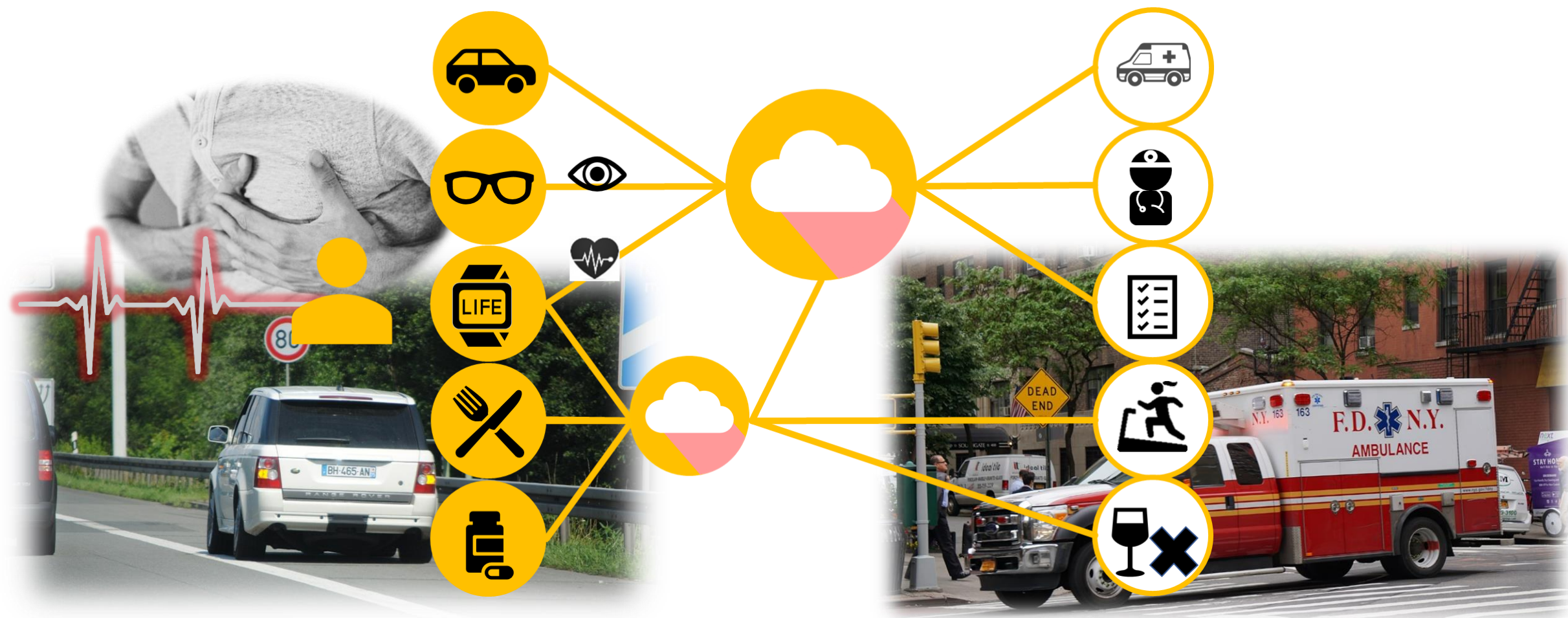
■ 多業種のデータ相互連携例：健康・美容管理指導

- 多数の入出力プラットフォームを接続するサービス



■ IoTデータ一次取得者同士による横連携例：安全管理・行動指導

- ・ 事業者間においてレイテンシー等データ流通品質を重視したサービス



■ アドホック接続例：共感・幸福感向上サービス

- ・ その場所ならではの、その施設にいる方々や環境との協調サービス



- **会員** 本会の目的に賛同し、所定の
参加申込手続を経た
企業・大学・関係機関
20団体程度（参加費無料）
- **役員** 主査・副査・事務局長 各1名
- **オブザーバ** 関係省庁
- **事務局** (株)KDDI総合研究所

【10月18日現在の会員】

1. ACCESS
2. 第一三共
3. 田辺三菱製薬
4. 東北大学（GSIS中尾研究室）
5. パイオニア
6. マクロミル
7. 村田製作所
8. ライフネット生命

2018年度						2019年度											
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	◆参加締切 11/16(予定)	★初会合(PARMMIT説明、実証ユースケース) 12/6(予定)		★第2回会合(実証内容、各社役割など討議・発表)				★第3回会合(実施計画概要策定)									
								★第4回会合(試験手順等)				★第5回会合(検証結果報告)					
						←所要機器手配・環境設定・単体試験等→											
									←検証試験等→								
★CEATEC2018 (講演でPARMMITを紹介)		★プレスリリース(協議会発足/実証イベント)										★CEATEC2019 (成果を発表)					

凡例

赤：協議会

青：对外発表

▼
発足

▲
解散

(株) KDDI総合研究所 PARMMIT協議会事務局

URL: <https://rp.kddi-research.jp/parmmmit/>

Eメール: parmmmit-info@kddi-research.jp

